

定款の変更について

特定非営利活動法人レッドリボンさっぽろ

1. 変更の内容

条	項	変更前	変更後
第2章 目的及び 事業 第5条 (事業)		(1) 特定非営利活動に係る事業 ① HIV感染者・エイズ患者などに対する社会的支援サポート事業 ② 電話相談事業 ③ キルトの制作及び海外への送付事業 ④ HIV感染予防等に関する普及啓発事業 ⑤ その他、この法人の目的を達成するために必要な事業	(1) 特定非営利活動に係る事業 ① HIV感染者・エイズ患者などに対する社会的支援サポート事業 ② 電話相談事業 ③ <u>講演事業</u> ④ キルトの制作及び海外への送付事業 ⑤ HIV感染予防等に関する普及啓発事業 ⑥ その他、この法人の目的を達成するために必要な事業
第3章 会員 第9条 (会員資格の消滅)	(3)	本人が死亡し、又は <u>正会員</u> 及び構成員である団体が消滅したとき。	本人が死亡し、又は <u>会員</u> 及び構成員である団体が消滅したとき。
第4章 役員及び 職員 第13条 (種別及び定数)	2	理事のうち、1人を理事長、1人以上を副理事長とする。	理事のうち、1人を理事長とする。
第14条 (選任等)	2	理事長及び副理事長は、理事の互選とする。	理事長は、理事の互選とする。
	3	役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。	役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは <u>三親等</u> 以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び <u>三親等</u> 以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
第15条 (職務)	2	副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指定した順序によって、その職務を代行する。	<u>理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。</u> ※新設。以降、項番号繰り下げ
	3	理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。	<u>理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指定した順序によって、その職務を代行する。</u>
	4	監事は、次に掲げる業務を行う。 (1)理事の業務執行の状況を監査すること。 (2)この法人の財産の状況を監査すること。 (3)前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関して不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。	理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

		(4)前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。 (5)理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の <u>招集を請求</u> すること。	
	5		監事は、次に掲げる業務を行う。 (1)理事の業務執行の状況を監査すること。 (2)この法人の財産の状況を監査すること。 (3)前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関して不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。 (4)前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。 (5)理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の <u>招集を請求</u> すること。
第18条 (解任)		役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、 <u>総会の議決</u> により、これを解任することができる。 <u>この場合には、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなくてはならない。</u> (1) <u>心身の故障のため、職務の遂行に堪えない状況にあると認められたとき。</u> (2)職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。	役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、 <u>理事会の議決</u> により、これを解任することができる。 <u>この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。</u> (1) <u>職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。</u> (2)職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
第5章 総会 第21条 (種別)		この法人の総会は、定例総会及び臨時総会の2種とする。	この法人の総会は、 <u>通常</u> 総会及び臨時総会の2種とする。
第23条 (権能)		総会は、以下の事項について議決する。 (1)定款の変更 (2)解散 (3)合併 (4)事業計画及び収支予算並びにその変更 (5)事業報告及び収支決算 (6)役員を選任及び解任、職務及び報酬 (7)会費の額 (8)事務局の組織及び運営 (9)その他運営に関する重要事項	総会は、以下の事項について議決する。 (1)定款の変更 (2)解散 (3)合併 (4)事業計画及び <u>活動予算</u> 並びにその変更 (5)事業報告及び <u>活動決算</u> (6) <u>役員を選任、職務及び報酬</u> (7)会費の額 (8) <u>借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。)</u> (9)事務局の組織及び運営 (10)その他運営に関する重要事項
第24条 (開催)		1 <u>定例総会は、毎年1回開催する。</u> 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。 (1)理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。	1 <u>通常総会は、毎事業年度1回開催する。</u> 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。 (1)理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

		(2)正会員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。 (3)第15条第4項第4号の規定により、監事からの招集があったとき。	(2)正会員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。 (3)第15条 第5項 第4号の規定により、監事からの招集があったとき。
第27条 (定足数)		総会は、 <u>正会員の過半数</u> の出席がなければ開会することができない。	総会は、 <u>正会員総数の過半数</u> の出席がなければ開会することができない。
第29条 (表決権等)	3	前項の規定により表決した正会員は、 <u>前2条、次条第1項及び第49条の適用</u> については、総会に出席したものとみなす。	前項の規定により表決した正会員は、 <u>第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号</u> 及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。
第30条 (議事録)	3	前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により <u>同意の意思を表示したことにより、社員総会の決議</u> があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。 (1) <u>社員総会</u> の決議があったものとみなされた事項の内容 (2)前号の事項の提案をした者の氏名または名称 (3) <u>社員総会</u> の決議があったものとみなされた日 (4)議事録の作成に係る職務を行った者の氏名	前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により <u>同意の意思表示をしたことにより、総会</u> の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。 (1) <u>総会</u> の決議があったものとみなされた事項の内容 (2)前号の事項の提案をした者の氏名または名称 (3) <u>総会</u> の決議があったものとみなされた日 (4)議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
第6章 理事会 第32条 (権能)		理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。 (1)総会に付議すべき事項 (2)総会の議決した事項の執行に関する事項 (3)その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項	理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。 (1)総会に付議すべき事項 (2)総会の議決した事項の執行に関する事項 (3)役員解任 (4)その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
第33条 (開催)		理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。 (1)理事長が必要と認めたとき (2)理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。 (3)第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。	理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。 (1)理事長が必要と認めたとき (2)理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。 (3)第15条 第5項 第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。
第37条 (表決権等)	3	前項の規定により表決した理事は、 <u>次条第1項の適用</u> については、理事会に出席したものとみなす。	前項の規定により表決した理事は、 <u>第38条第1項第2号の適用</u> については、理事会に出席したものとみなす。
第38条 (議事録)		理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。 (1)日時及び場所 (2)理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。) (3)審議事項 (4)議事の経過の概要及び議決の結果	理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。 (1)日時及び場所 (2)理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。) (3)審議事項 (4)議事の経過の概要及び議決の結果

			<p><u>(5)議事録署名人の選任に関する事項</u> <u>2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。</u></p>
第39条 (資産の構成)	この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。 (1)設立当初の財産目録に記載された資産 (2)会費 (3)寄付金品 (4)財産から生じる <u>収入</u> (5)事業に伴う <u>収入</u> (6)その他の <u>収入</u>	この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。 (1)設立当初の財産目録に記載された資産 (2)会費 (3)寄付金品 (4)財産から生じる <u>収益</u> (5)事業に伴う <u>収益</u> (6)その他の <u>収益</u>	
第40条 (資産の管理)	この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、 <u>総会の議決を経て</u> 、理事長が別に定める。	この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、 <u>総会の議決を経て</u> 、理事長が別に定める。	
第42条 (事業計画及び予算)	この法人の事業計画及びこれに伴う <u>収支予算</u> は、理事長が作成し、総会の議決を <u>得なければならない</u> 。	この法人の事業計画及びこれに伴う <u>活動予算</u> は、理事長が作成し、総会の議決を <u>経なければならない</u> 。	
第43条 (暫定予算)	前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ <u>収入支出</u> することができる。 2 前項の <u>収入支出</u> は、新たに成立した予算の <u>収入支出</u> とみなす。	前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ <u>収益費用</u> を講じることができる。 2 前項の <u>収益費用</u> は、新たに成立した予算の <u>収益費用</u> とみなす。	
第46条 (事業報告及び決算)	この法人の事業報告書、 <u>収支計算書</u> 、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。 2 <u>決算上剰余金が生じたときは</u> 、次事業年度に繰り越すものとする。	この法人の事業報告書、 <u>活動計算書</u> 、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。 2 <u>決算上剰余金を生じたときは</u> 、次事業年度に繰り越すものとする。	
第49条 (定款の変更)	この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する <u>軽微な事項を除いて</u> 所轄庁の認証を得なければならない。	この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する <u>以下の事項を変更する場合</u> 、所轄庁の認証を得なければならない。 <u>(1)目的</u> <u>(2)名称</u> <u>(3)その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類</u> <u>(4)主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁変更を伴うものに限り)</u> <u>(5)社員の資格の得喪に関する事項</u> <u>(6)役員に関する事項(役員の数に関する事項を除く)</u> <u>(7)会議に関する事項</u> <u>(8)その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項</u>	

			<u>(9)解散に関する事項(残余財産の帰属すべき事項に限る)</u> <u>(10)定款の変更に関する事項</u>
第50条 (解散)		この法人は、次に掲げる事項により解散する。 (1)総会の決議 (2)目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能 (3)正会員の欠亡 (4)合併 (5) <u>破産</u> (6)所轄庁による <u>成立</u> の認証の取消し 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。 3 第1項第2号の事由により解散するときは、 <u>所轄庁の認証</u> を得なければならない。	この法人は、次に掲げる事項により解散する。 (1)総会の決議 (2)目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能 (3)正会員の欠亡 (4)合併 (5) <u>破産手続き開始の決定</u> (6)所轄庁による <u>設立</u> の認証の取消し 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。 3 第1項第2号の事由により解散するときは、 <u>所轄庁の認定</u> を得なければならない。
第51条 (残余財産の帰属)		この法人が解散(合併又は <u>破産</u> による解散を除く。)したときに <u>残存する財産は、特定非営利活動法人団体、非政府組織などに総会において正会員数の4分の3以上の議決をえて、譲渡するものとする。</u>	この法人が解散(合併又は <u>破産手続き開始の決定</u> による解散を除く。)したときに <u>残存する財産は、総会において正会員数の4分の3以上の議決を得て、譲渡するものとする。</u>

2. 変更の理由

第5条

中高生や専門学校を中心に実施している講演プログラム「エイズ出前授業」や、HIV 陽性者の声を地域社会に伝えるHIV 当事者による講演事業が現在の定款に記載されていないため追加。以降の番号を順次繰り下げ。

第9条

会員資格の消滅については賛助会員・キルト会員についても同様のため、正会員ではなく「会員」に変更

第13条

2項 副理事長の役職を廃止するため削除

第14条

2項 副理事長の役職を廃止するため削除

3項 法律上の用語にあわせ、数字の「3親等」から漢数字の「三親等」に改める。

第15条

理事長がNPO法人の代表であることを第2項で明記(新設)。従来の第2項以降は項番号を繰り下げ。

従来の第2項(変更後の第3項)は副理事長職廃止に伴い、「副理事長は、理事長を補佐し、」を削除。

また従来の第4項第5号「～理事会の招集を請求をすること。」とおかしな日本語だったため、変更後の第5項第5号では「～理事会の招集を請求すること。」に修正。

第15条の項番号変更に伴い、関連する第24条2(3)と、第33条(3)の条文も第15条第4項第5号から第15条第5項第5号に変更

第18条

従来の第18条(1)では「心身の故障のため、職務の遂行に堪えない状況にあると認められたとき。」とあるが、心

身の故障以外でも職務の遂行に堪えない状況が十分考えられることや、『認められた』という表現から明らかな問題が起きてからでなければ対処ができないように解釈されるおそれがあるため、『職務の遂行に堪えない状況であると認められるとき。』に変更。また、機動的な判断を行うため総会ではなく理事会の議決とし、あわせて表現を修正。

第21条

「定例総会」から、企業等で一般的な「通常総会」に変更。

第23条

(4)収支予算と(5)収支決算を現行のNPO会計基準にあわせ、それぞれ活動予算・活動決算に変更。(6)役員の解任を削除、また借入金を(8)に組み込み。以降、号番号を繰り下げ。

第24条

第21条の変更とあわせ、定例総会を通常総会に変更すると共に、開催を毎年1回ではなく、毎事業年度1回という表現に変更。また、第15条の変更に伴い、第2項第3項を変更。

第27条

定足数の定義を明確にするため「正会員の過半数の出席」を「正会員総数の過半数の出席」に変更。

第29条

前2条、次条第1項という表現がわかりにくいため、条文番号を明記した条文に変更。

第30条

社員総会の「社員」を削除し、以降「総会」に統一。あわせて日本語表現を修正。

第33条

(3)に役員の解任を加え、以降の号番号を繰り下げ。

第33条

第15条の項番号変更に伴う変更。

第37条

適用される第38条の号番号を明記。

第38条

1項(5)、2項に議事録署名人の選任と署名方法を明記。

第39条

「収入」を「収益」に変更。

第40条

「を」が抜けていたため修正。

第42条

収支予算を活動予算に変更し、日本語表現を修正。

第43条

「収入支出」を「収益費用」に変更。「収入支出する」は「収益費用を講じる」に変更。

第46条

「収支計算書」を「活動計算書」に変更。また、2項「剰余金が」を「剰余金を」に変更。

第49条

定款変更時に所轄庁に認証が必要な項目を明記。

第50条

「破産」を正しく「破産手続き開始の決定」に変更。第50条3項を所轄庁の認証から、所轄庁の認定に変更。

第51条

「破産」を「破産手続き開始の決定」に変更すると共に、残余財産は「総会において正会員数の4分の3以上の議決を得て、譲渡する」ことから、団体を指定せずとも総会の決議を得ることにより残余財産をHIV関連団体に譲渡することは十分可能であると考えられることから『特定非営利活動法人団体、非政府組織など』の一文を削除。